

土浦協同病院附属看護専門学校「学校関係者評価」実施要項

(目的)

第1条 土浦協同病院附属看護専門学校が、学校活動全般について自己点検・自己評価を行い、その結果に基づいて自己改革を行うとともに、教育の質の向上を図り、学校の設置目的と達成するために行うことを目的とする。

(自己評価)

第2条 「自己評価」とは学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条の規則により、本校の職員が自ら学校の状況について評価を行うことをいう。

2 「学校関係者評価」とは、同法第43条及び同法施行規則第67条の規定により、「自己評価」の結果を学校が選任する外部委員において、審議・決定された評価をいう。

(自己評価の実施等)

第3条 自己評価実施者は学校長が委嘱する職員により構成する。毎年3月に2回行う。

2 自己評価実施者は自己点検・自己評価項目表に基づき自己評価を行うが、判断の参考資料として、卒業生に対し、「学校卒業時と卒業後半年後に看護師に求められる能力と卒業時の到達目標について」のアンケートを行う。

3 自己評価実施者は第1条で定める目的に基づく責任と役割をそれぞれが十分認識し、誠実に取り組まなければならない。

(学校関係者評価)

第4条 学校長は自己評価の結果を学校が選任する外部委員に報告し、意見を聞き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(学校関係者評価の構成・運営等)

第5条 学校関係者評価は、学校が選任する3名以上の外部委員において、毎年1回9月下旬に評価を行う。

(学校関係者評価の評価項目)

第6条 学校関係者評価の構成員は、学校の自己評価の結果について評価を行うことを基本とし、評価項目は①教員理念・教育目的 ②教育目標 ③教育課程経営 ④教授・学習・評価課程 ⑤経営・管理課程 ⑥入学 ⑦卒業・就職・進学 ⑧地域社会・国際交流 ⑨研究の各項目において評価・決定を行う。

2 学校長は、1で決定された「学校関係者評価」を公表しなければならない。

附則

この要項は、令和2年4月1日より施行する。